

## 男女共同参画の社会動向（白書，世論調査等）から導き出された今後の課題

### ◎趣旨

「第 3 次男女共同参画行動計画」を策定するにあたり，各種白書や国の世論調査，意識調査等から，社会動向を把握し，本市として取り組むべき課題について整理するもの。

#### 1 性別役割分担意識

「夫は外で働き，妻は家庭を守るべき」という性別による固定的な役割分担意識は解消されつつあるものの（S54：72.6%⇒H21：41.3%），諸外国と比べると，依然としてその意識は強く根付いていることから【3 頁】，性別による固定的な役割分担ではなく，個性や能力を十分に発揮できるような機会を確保されることが必要です。

#### 2 男女の地位

社会全体における男女の地位について，「平等」になっていると感じる割合がやや増えているものの（H7：19.5%⇒H21：23.2%），依然として「男性優遇（「どちらかといえば」を含む）」と感じる割合が 7 割を越えていることから【4 頁】，男女が個人としての尊厳を重んじられ，性別による差別的な取り扱いを受けることなく，社会のあらゆる分野において男女が「平等」の地位を確保することが必要です。

#### 3 政策・方針決定過程への女性の参画

国会・地方議会，国や地方公共団体職員の審議会など，政策・方針決定過程への女性の参画機会は低水準であることや【5 頁】，東日本大震災後，防災における女性の視点を盛り込む必要性について意見が高まっていることなどから，男女が社会の対等な構成員として，社会のあらゆる分野における方針の立案や決定に参画する機会が確保されるとともに，個人の能力が最大限に発揮される機会づくりが必要です。

#### 4 就業分野における男女共同参画

労働力人口に占める女性の割合は約半数を占め（22 年度：42.0%），平成 9 年以降は，「共働き世帯」が「片働き世帯」を上回るなど，女性の社会進出が顕著になっています。

しかしながら，女性の年齢階級別労働力率は，子育て期の 30 歳代に低下する「M 字カーブ」を描き【7 頁】，出産前に仕事をしていた女性の約 6 割が出産を機に退職しています。退職理由には，4 分の 1 が「仕事を続けたかったが，仕事と育児の両立が難しい」と回答しており，女性が働き続けられる環境づくりが求められています【9 頁】。

年々，高齢化率の上昇に伴い，介護・看護を理由に離職・転職した人数は年々増加傾向にあります【10 頁】。今後，高齢化率は平成 22（2010）年の 23.1%から 2055 年には 40.5%を超えると推計され【10 頁】，家庭や企業において高齢者の介護や働きやすい環境整備が更に大きな課題になってくると予想されます。

このようなことから，男女が，互いに協力し，社会の支援を受けながら，子育てや介護・地域活動等，仕事と仕事以外の生活を両立できるよう，女性の就労（再就職・起業）支援をはじめ，雇用環境や社会環境を整備することが必要です。

## 5 男性の家庭参画

女性が子育てしながら働き続けるために必要なものとして、女性の半数以上が「配偶者・パートナーを含む家族の支援」を挙げていますが、共働き世帯における「家事・育児・介護等」に占める時間は、男性は33分、女性は3時間25分と、男女間に大きな差が見られます【11頁】。子どもがいる夫婦においては、夫の休日の家事・育児時間が長くなるほど、第2子以降の生まれる割合が高くなる傾向も見られることから【12頁】、女性のWLBの実現や少子化対策のためにも、男性の積極的な家庭参画が必要です。

## 6 配偶者からの暴力（DV）

女性の約3人に1人は配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれかを1つでも受けたことがあり、約10人に1人は何度も受けています【12頁】。夫から妻への犯罪の検挙件数は傷害、暴行ともに増加傾向にあり（被害者の9割強が女性）、特に、暴行件数は改正DV防止法施行後の平成16年以降に急増しています【13頁】。

このため、DVは犯罪をも含む重大な人権侵害であるという認識を持ち、男女が、互いの個人としての尊厳を尊重できるよう、DVやデートDV防止啓発、人権教育、男女共同参画意識啓発を図る必要があります。

なお、DV被害を受けた女性の約4割は誰にも相談していないことから【13頁】、DV被害者が1人で悩むことのないよう、相談窓口の周知に取り組む必要があります。

## 7 セクシャル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等

労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシャル・ハラスメントの相談件数は平成19年度をピークに、強姦及び強制わいせつの認知件数も、平成15年をピークに減少傾向にあります【14頁】、依然として性犯罪等の暴力被害が耐えないことから、女性に対する暴力の防止に向けた啓発に引き続き取り組む必要があります。

## 8 生涯にわたる男女の健康

人工妊娠中絶の実施率は、20歳未満を除くすべての年齢階級で低下傾向にあります【15頁】。HIVの感染者は、男性の感染者数が急増しています【15頁】。

20歳未満の人工妊娠中絶の割合が増加していることや、HIV感染者数が増加傾向にあることから、男女の生涯にわたる健康支援に向けて、性や健康に関する正しい知識や学習機会の提供が必要です。

## 9 国の男女共同参画基本計画

国の基本計画では、女性の政策方針決定過程への参加促進のため、クオータ制など多種多様な手法によるポジティブ・アクション（積極的改善措置）の検討や、地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画の推進を盛り込んでいます【16・17頁】。

## 10 とちぎ男女共同参画プラン（三期計画）

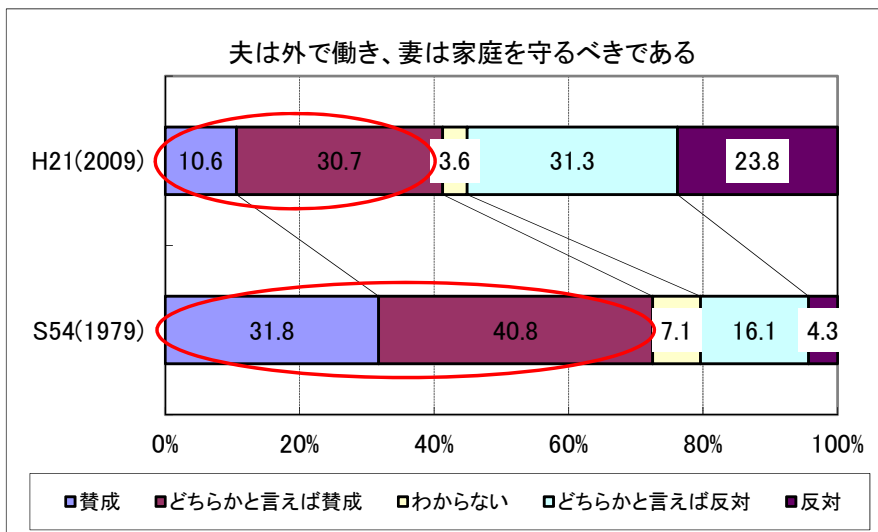
とちぎ男女共同参画プラン（三期計画）では、男性の男女共同参画への理解促進、DV被害者支援対策の推進、仕事と生活の調和の推進などを同プランの特徴として挙げています【18頁】。

以下、参考データ

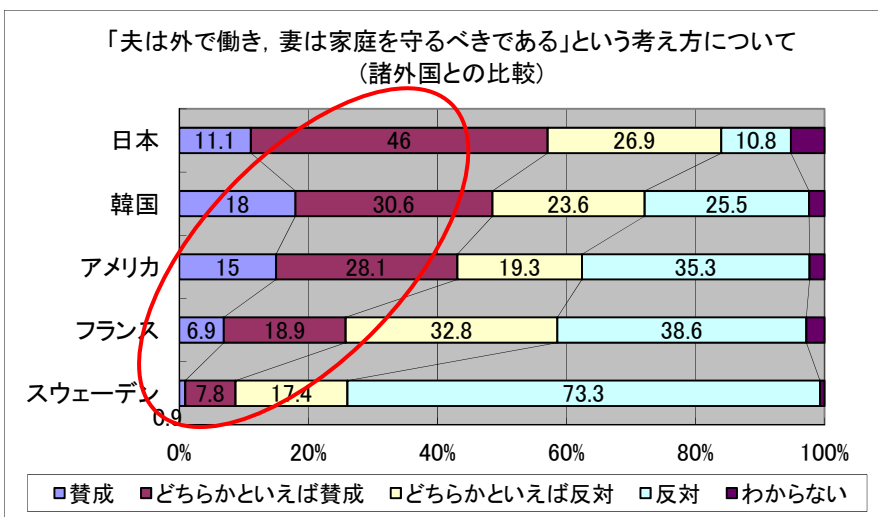
男女共同参画に関する社会動向（白書・世論調査等）

1 性別役割分担意識

・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という性別による固定的な役割分担意識は解消されつつあるものの、諸外国と比べると、依然としてその意識は強く根付いています。



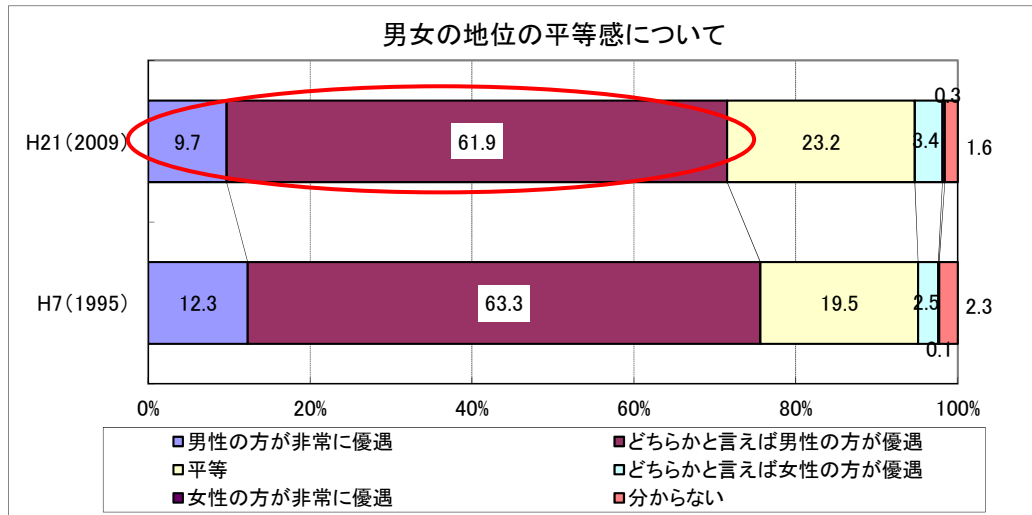
出典)「男女共同参画社会に関する世論調査」, 内閣府, H21



出典)「男女共同参画社会に関する世論調査」, 内閣府, H21

## 2 男女の地位

- ・社会全体における男女の地位について、「平等」になっていると感じる割合がやや増えているものの、依然として「男性優遇（「どちらかといえば」を含む）」と感じる割合が7割を越えている



出典)「男女共同参画社会に関する世論調査」内閣府, H21

## 3 政策・方針決定過程への女性の参画

- ・国会・地方議会に占める女性議員の割合や、国家公務員・地方公務員の管理職に占める割合、国や地方公共団体の審議会等に占める女性の割合等、政策・方針決定過程への女性の参画機会は低水準である。
- ・日本の「ジェンダー不平等指数」は146か国中14位であるが、「ジェンダー・ギャップ指数」は135か国中98位であり（2011年）、日本女性の能力や知識は諸外国より高順位にあるものの、諸外国に比べて女性の能力が十分に生かされていない。

様々な分野における女性の参画状況 ※1

分野		女性が占める割合※2
政治	国会議員（衆議院）	10.9%
	〃（参議院）	18.2%
	地方議員（都道府県議会）	8.1%
	〃（市議会）	12.7%
	〃（宇都宮市議会）	10.4%
行政	国家公務員管理職	2.2%
	地方公務員管理職（市区）	9.8%
	〃（宇都宮市）	6.3%
審議会等	国の審議会委員等	33.8%
	地方公共団体の審議会委員等（市区）	27.1%
	〃（宇都宮市）	24.3%
法律	弁護士	16.3%
	裁判官	16.5%
	検察官	13.6%
民間企業	上場企業の役員等	1.2%
農業	農業委員	4.9%
医療	医師	18.1%
	薬剤師	67.0%
自治会	自治会長（全国平均）	4.1%
	〃（宇都宮市）	2.1%

※1 出典は「平成23年度男女共同参画白書（内閣府）」ほか。

※2 女性が占める割合は、調査時期（年数）が異なる場合がある。

## 指標でみる女性の参画(2011年)

HDI (人間開発指数)※3			GII (ジェンダー不平等指数)※4			GGI (ジェンダー・ギャップ指数)※5		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GII値	順位	国名	GGI値
1	ノルウェー	0.943	1	スウェーデン	0.049	1	アイスランド	0.853
2	オーストラリア	0.929	2	オランダ	0.052	2	ノルウェー	0.840
3	オランダ	0.910	3	デンマーク	0.060	3	フィンランド	0.838
4	米国	0.910	4	スイス	0.067	4	スウェーデン	0.804
5	ニュージーランド	0.908	5	フィンランド	0.075	5	アイスランド	0.783
6	カナダ	0.908	6	ノルウェー	0.075	6	ニュージーランド	0.781
7	アイスランド	0.908	7	ドイツ	0.085	7	デンマーク	0.777
8	リヒテンシュタイン	0.905	8	シンガポール	0.086	8	フィリピン	0.768
9	ドイツ	0.905	9	アイスランド	0.099	9	レソト	0.766
10	スウェーデン	0.904	10	フランス	0.106	10	スイス	0.762
11	スイス	0.903	11	韓国	0.111	11	ドイツ	0.759
12	日本	0.901	12	ベルギー	0.114	12	スペイン	0.758
13	香港	0.898	13	スペイン	0.117	13	ベルギー	0.753
14	アイスランド	0.898	14	日本	0.123	14	南アフリカ	0.747
計187			計146			計135		
						98 日本 0.651		

出典)「The Global Gender Gap Report 2011」World Economic Forum  
「人間開発報告書2011 概要」国連開発計画

### ※3 人間開発指数 (HDI) :

国連開発計画 (UNDP) による指標で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活の基準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出世時の平均寿命、知識 (平均就学年数及び予想就学年数)、一人当たりの国民総所得を用いて算出。

### ※4 ジェンダー不平等指数 (GII)

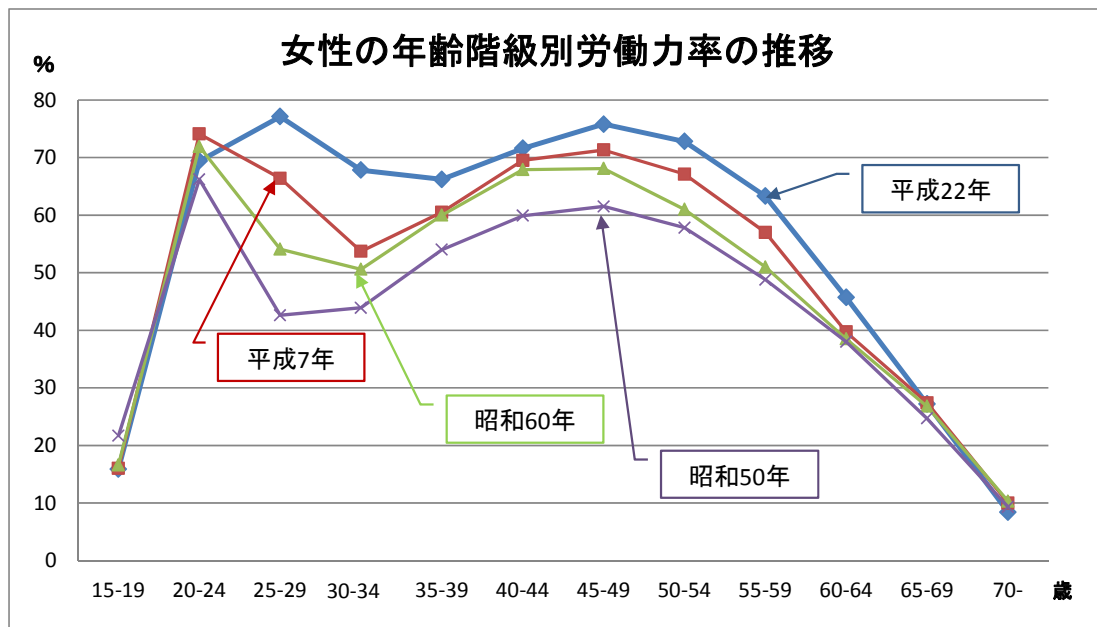
国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもので、保健分野、エンパワーメント、労働市場の3つの側面から構成されています。具体的には、女性国会議員の割合や出生数、男女別労働力率の割合等を用いて算出。

### ※5 ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)

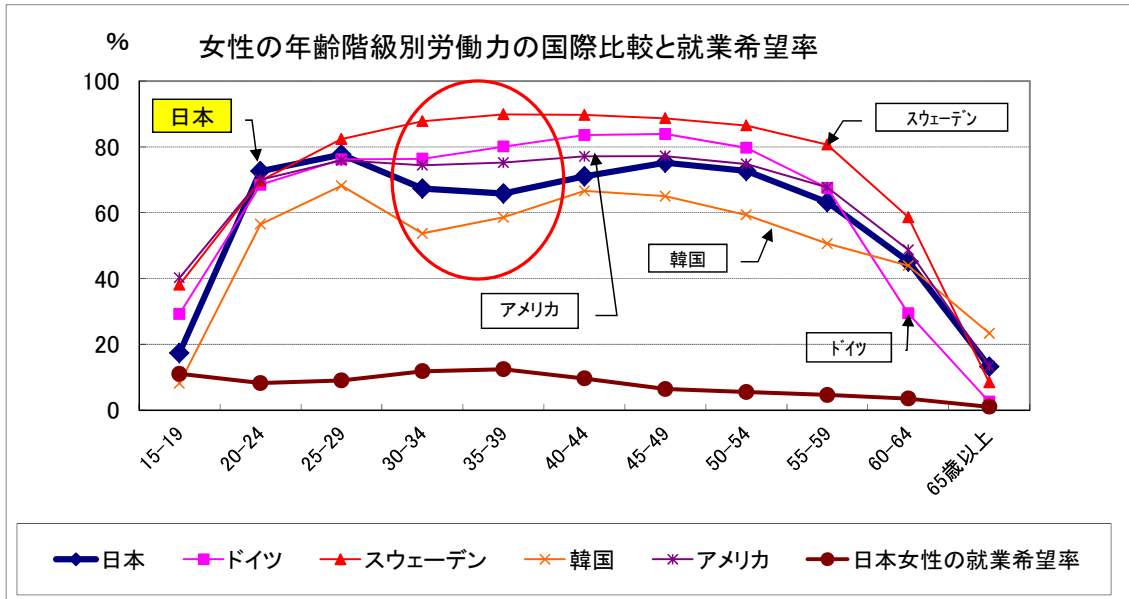
世界経済フォーラムが、経済・教育・政治・保健分野における各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、性別による格差を明らかにできる。0が完全不平等、1が完全平等を意味する。具体的には労働力率や管理職・専門職に占める比率、識字率、健康寿命、国会議員に占める比率等を用いて算出。

#### 4 就業分野における男女共同参画

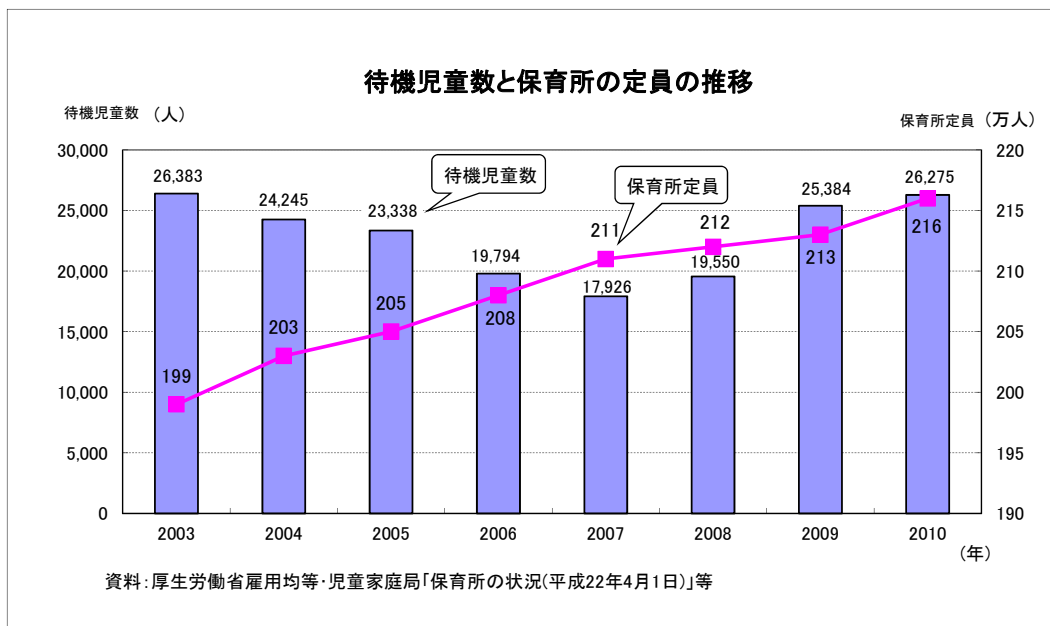
- ・平成 22 年の労働力人口に占める女性の割合は 42.0%。
- ・平成 9 年以降は、「共働き世帯」が「片働き世帯」を上回る。  
平成 22 年 共働き世帯 1,012 万世帯  
片働き世帯 797 万世帯
- ・女性の年齢階級別労働力率は、子育て期に低下する「M 字カーブ」を描いているが、M 字の底は以前よりも浅くなるとともに、M 字の底となる年齢階級が高齢化している。
- ・女性の労働力について、年齢階級別に他国と比較してみると、日本や韓国女性は、出産・子育て期に当たる 30 代で離職している。
- ・出産前に仕事をしてきた女性の約 6 割が出産を機に退職している。また、退職した女性の 4 分の 1 が、「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立が難しい」という理由で仕事をやめている。
- ・平成 22 年 4 月 1 日現在の待機児童数は 2 万 6,275 人と、3 年続けて増加しており、低年齢児（0～2 歳）の待機児童数が全体の約 82%を占める。
- ・高齢化率は平成 22（2010）年の 23.1%から 2055 年には 40.5%を超えると推計されており、今後、どの家庭においても、高齢者の介護が大きな問題になってくる。また、介護・看護を理由に離職・転職した人数は年々増加傾向にあり、離職・転職総数の 8 割以上が女性である。



出典)「平成 23 年度男女共同参画白書」内閣府

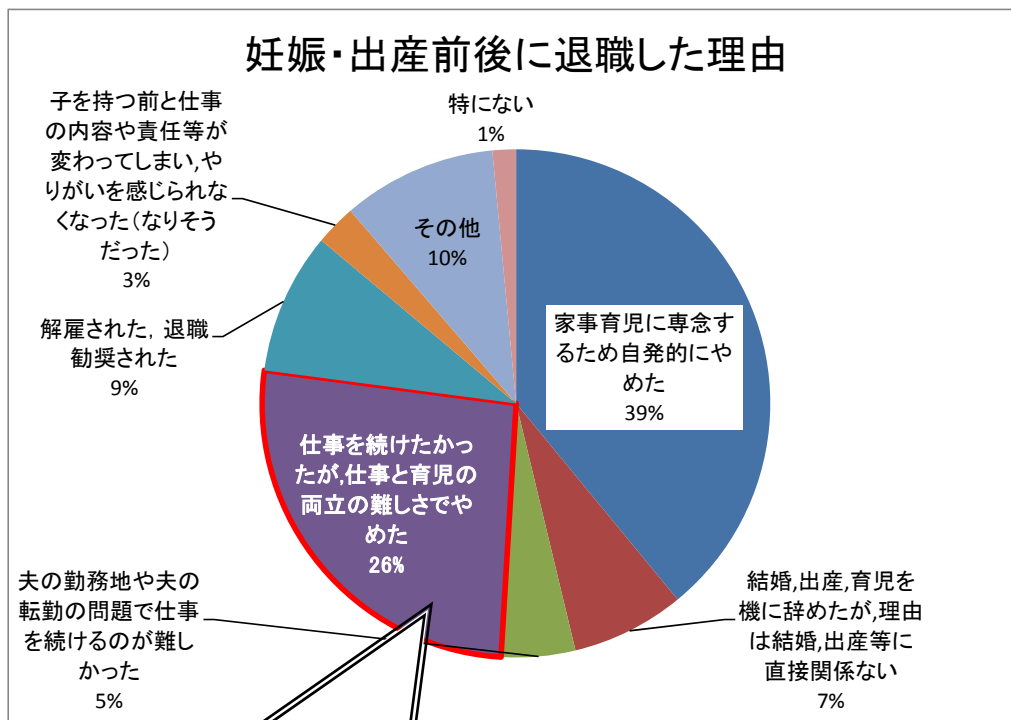


出典) 「平成 23 年度男女共同参画白書」 内閣府



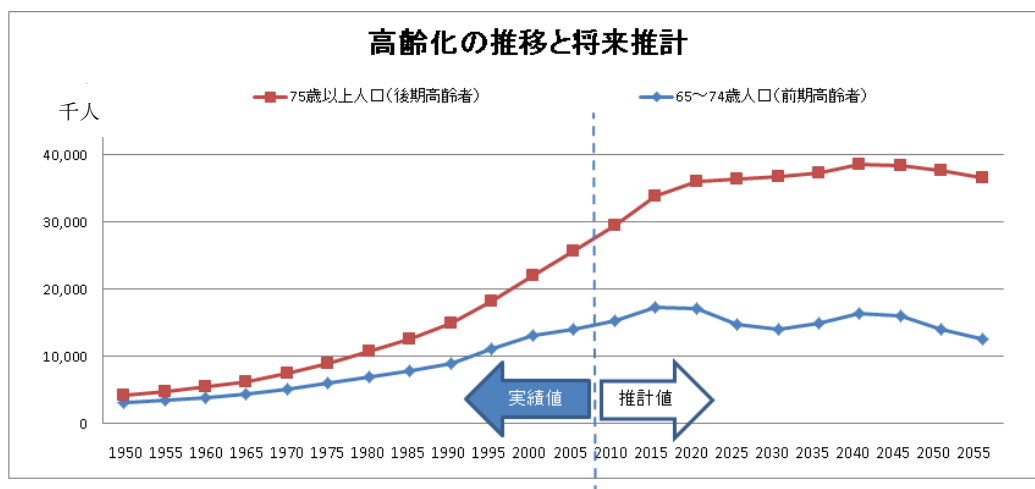
出典) 「平成 23 年版厚生労働白書」 厚生労働省



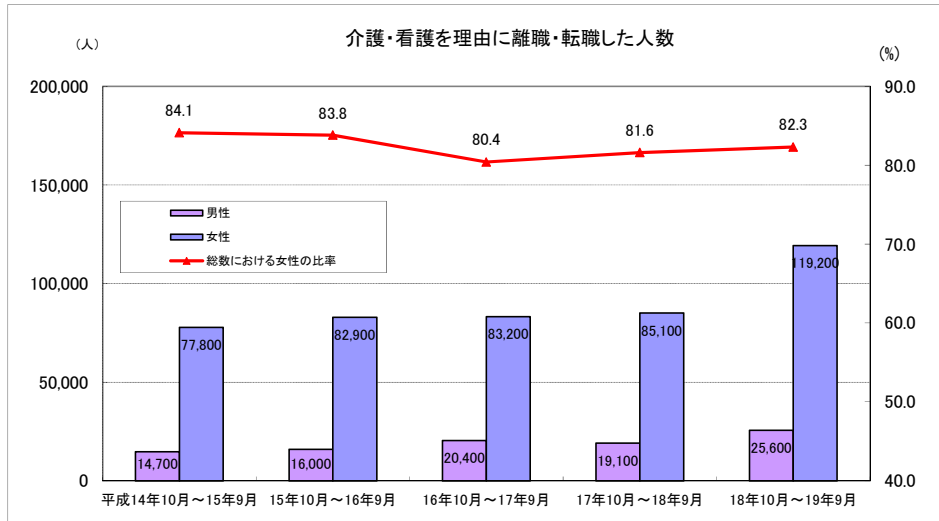


- 両立が難しかった具体的理由**
- 1 勤務時間があいそうもなかった (65.4%)
  - 2 職場に両立を支援する雰囲気なかった (49.5%)
  - 3 自分の体力がもたなそうだった (45.7%)
  - 4 育児休業を取れそうもなかった (25.0%)

出典)「平成 23 年版子ども・子育て白書」内閣府

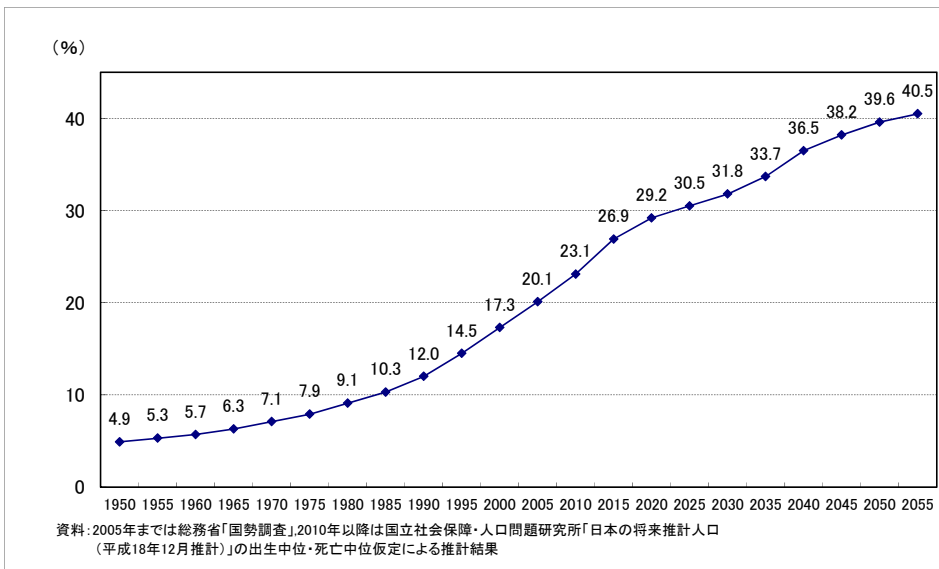


出典)「平成 23 年高齢社会白書」内閣府



出典)「就業構造基本調査」, 総務省, 平成 19 年

### 高齢化率の推移 (総人口に対する 75 歳以上人口の割合)



出典)「平成 23 年高齢社会白書」内閣府

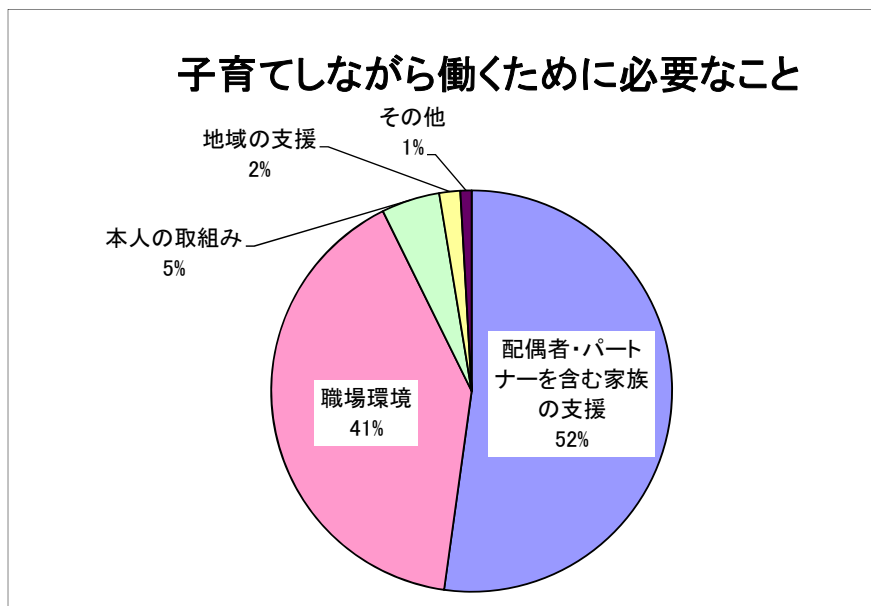
### 宇都宮市における年齢構造別人口及び構成比

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)
年少人口 (0～14歳)	72,839 (14.5%)	72,466 (14.2%)	69,640 (13.6%)	64,666 (12.7%)
生産年齢人口 (15～64歳)	344,573 (68.6%)	339,342 (66.6%)	328,847 (64.2%)	320,521 (62.8%)
老年人口 (65歳以上)	84,984 (16.9%)	97,840 (19.2%)	113,706 (22.2%)	125,238 (24.5%)

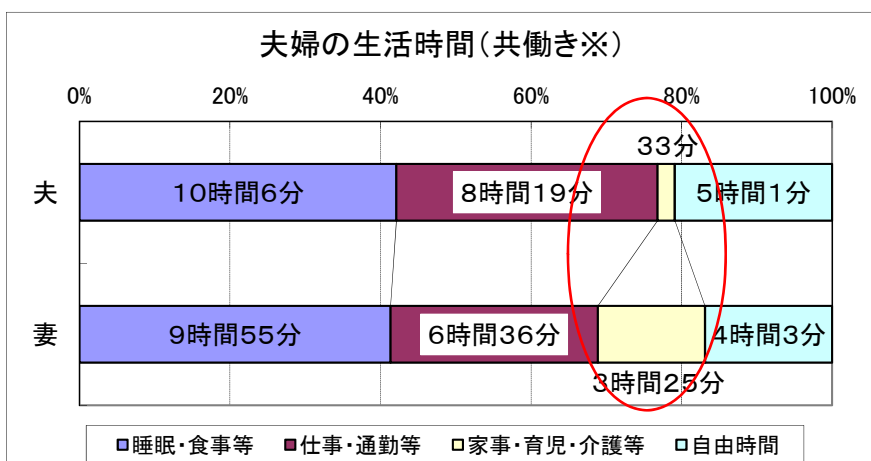
出典)「第 5 次宇都宮市総合計画」平成 20 年, 宇都宮市

## 5 男性の家庭参画

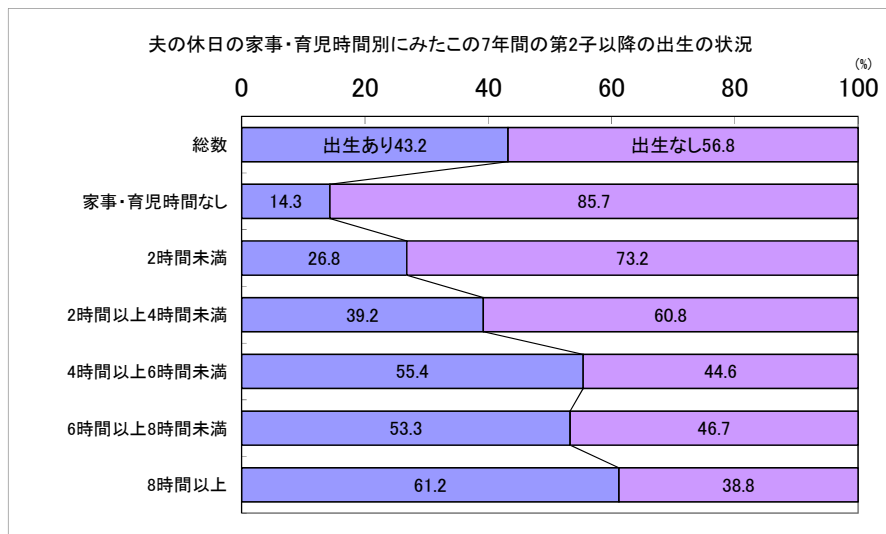
- ・女性が子育てしながら働き続けるために必要なものとして、「配偶者・パートナーを含む家族の支援」があげられており、半数以上の割合を占めている。
- ・共働き世帯における「家事・育児・介護等」に占める時間は、男性は33分、女性は3時間25分と、男女間に大きな差が見られる。
- ・子どもがいる夫婦は、夫の休日の家事・育児時間が長くなるほど、第2子以降の生まれる割合が高くなる傾向がある。



出典)「女性のライフプランニング支援に関する調査報告書」内閣府, H19



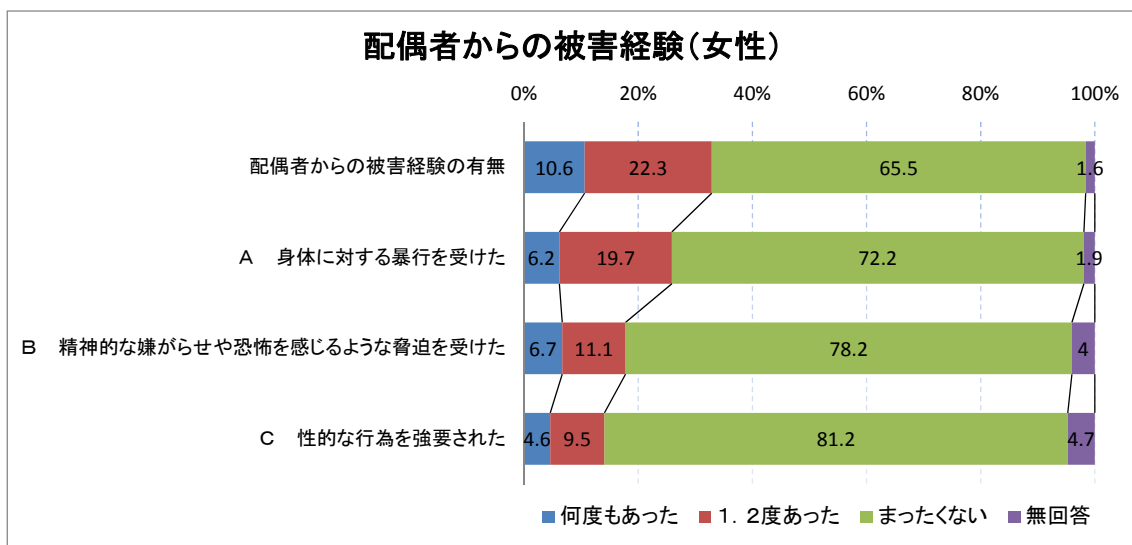
※共働き世帯のうち、妻の週間就業時間が35時間以上  
出典)「社会生活基本調査」総務省, H18



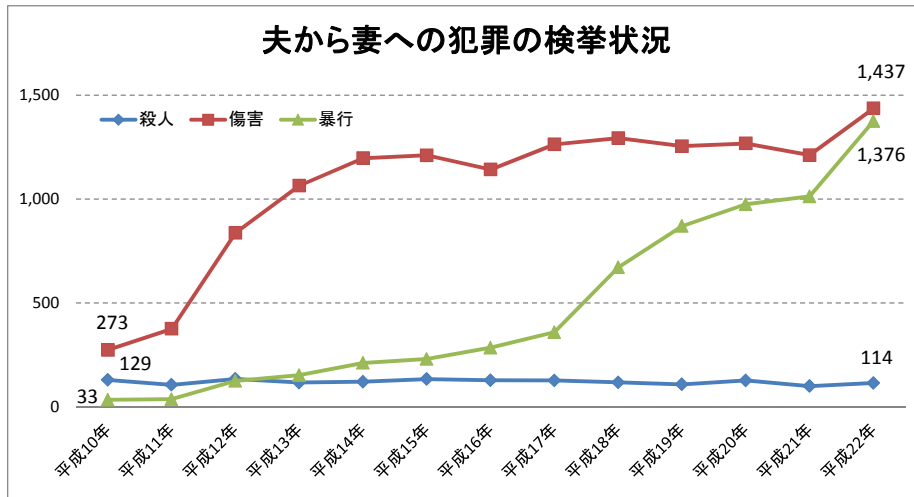
出典)「第8回 21世紀成年者縦断調査 (国民の生活に関する継続調査)」厚生労働省, 平成 21 年

## 6 配偶者からの暴力 (DV)

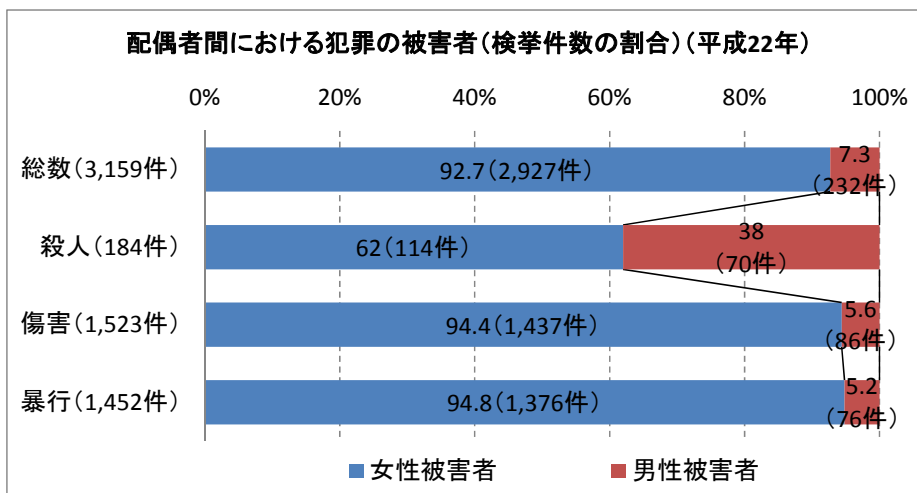
- ・女性の約 3 人に 1 人は配偶者から身体的暴行, 心理的攻撃, 性的強要のいずれかを 1 つでも受けたことがあり, 約 10 人に 1 人は何度も受けている。
- ・夫から妻への犯罪の検挙件数は傷害, 暴行ともに増加傾向にあり, 特に暴行件数は平成 16 年以降に急増している。
- ・配偶者間 (内縁を含む) における犯罪のうち, 傷害や暴行の被害者は, 9 割強が女性である。殺人になると, 男性被害者が 4 割弱となっている。
- ・被害を受けた女性の約 4 割は誰にも相談していない。



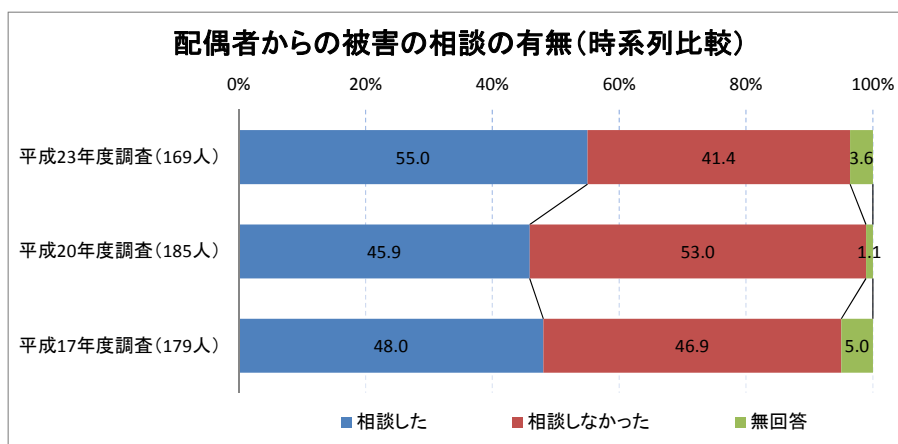
出典)「男女間における暴力に関する調査報告書<概要版>」内閣府, H24



出典)「平成 23 年版男女共同参画白書」内閣府



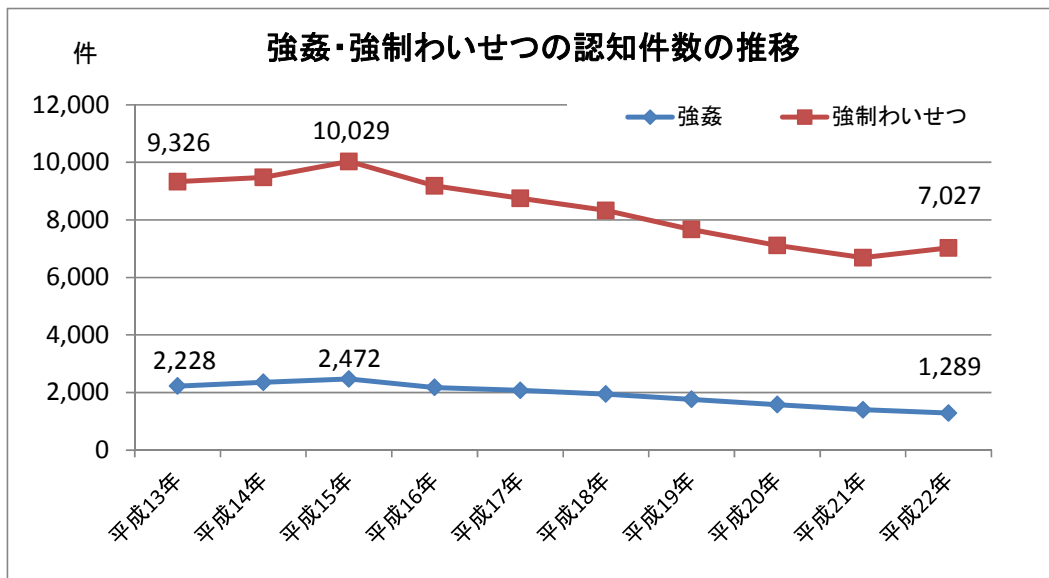
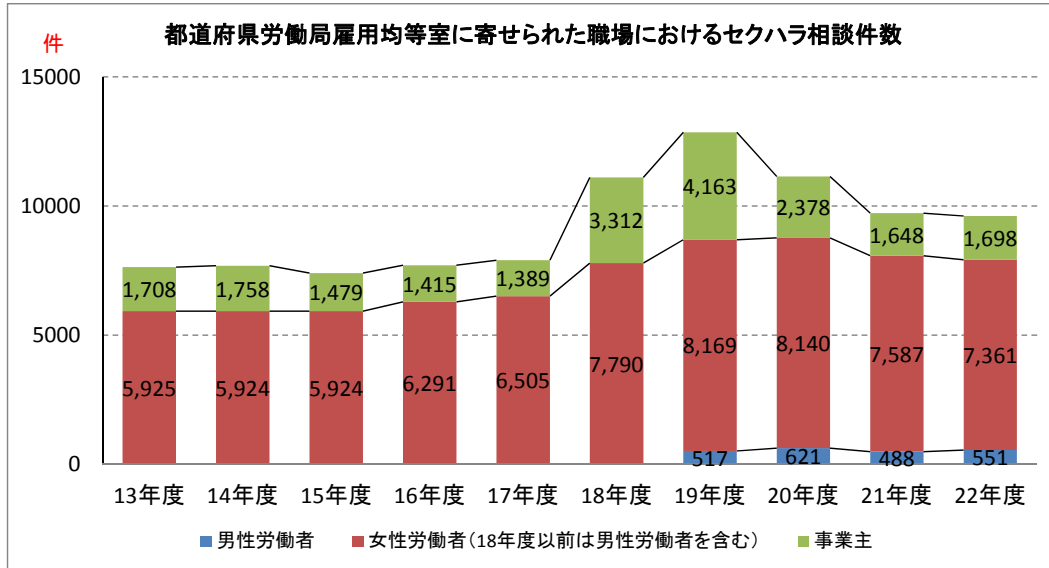
出典)「男女間における暴力に関する調査報告書」内閣府, H24



出典)「男女間における暴力に関する調査報告書」内閣府, H24

## 7 セクシャル・ハラスメント，性犯罪，ストーカー行為等

- ・労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシャル・ハラスメントの相談件数は，平成19年度をピークに減少傾向にある。
- ・強姦及び強制わいせつの認知件数は，平成15年をピークに減少傾向にある。



出典)『平成22年の犯罪情勢』警察庁，H23

## 8 生涯にわたる男女の健康

- ・年齢階級別に人工妊娠中絶の実施率の年次推移を見ると、20歳未満を除くすべての年齢階級で実施率は低下している。
- ・HIVの感染者は、男性の感染者数が急増している。

年齢階級別人工妊娠中絶実施率の推移(15～49歳女性)(1955～2007年)

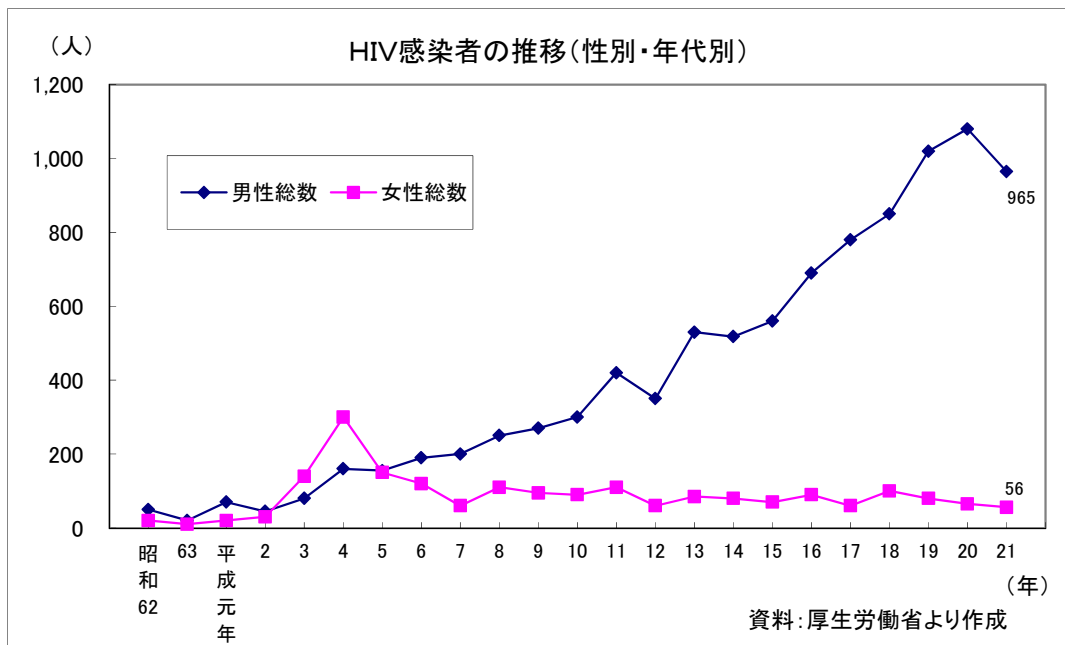
(単位:女性人口千対)

	総数	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
1955	50.2	3.4	43.1	80.8	95.1	80.5	41.8	5.8
1965	30.2	2.5	31.1	56.0	56.0	38.8	21.2	2.5
1975	22.1	3.1	24.7	34.3	38.4	29.2	13.8	1.5
1985	17.8	6.4	22.0	24.6	31.5	26.2	11.2	1.1
1995	11.1	6.2	16.6	15.4	17.2	16.9	7.5	0.7
2005	10.3	9.4	20.0	14.6	12.4	10.6	4.8	0.4
2006	9.9	8.7	19.2	14.6	12.1	10.0	4.5	0.4
2007	9.3	7.8	17.8	14.3	11.4	9.5	4.2	0.4

注1 1995年までは「母体保護統計報告」による報告で「暦年」の数値

2 2005,2006,2007年は「衛生行政報告例」に統一された「年度」の数値

出所 厚生労働省「平成19年度 衛生行政報告例」より作成



# 国の「第3次男女共同参画基本計画」の概要

(★は新設分野)

## 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・政治，司法を含めたあらゆる分野で「2020年30%」に向けた取組
- ・クオータ制など多種多様な手法によるポジティブ・アクション※<sup>1</sup>の検討

国が積極化

## 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会 制度・慣行の見直し，意識の改革

- ・税制，社会保障制度，家族に関する法制などの検討
- ・調査・統計における男女別情報の充実

## 第3分野 男性，子どもにとっての男女共同参画★

- ・男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
- ・子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

## 第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- ・M字カーブ問題の解消に向けた取組の推進
- ・同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進
- ・女性の活躍による経済社会の活性化

## 第5分野 男女の仕事と生活の調和

- ・長時間労働の抑制，多様な働き方の普及，男性の家事・育児参画の促進，職務環境の整備

## 第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

- ・女性の農林漁業経営や地域社会への参画の推進
- ・加工・販売等の起業など6次産業化の取組への支援

## 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援★

- ・セーフティネット機能の強化
- ・世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援

<sup>1</sup> 一般的には，社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して，一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより，実質的な機会均等の実現を目的として講じる暫定的な措置のこと。例えば，一定の人数や割合を割り当てるクオータ制，達成すべき目標と達成までの期間の目安を示し，その実現に向けて努力するゴール・アンド・タイムテーブル方式など。



#### 第8分野 高齢者，障害者，外国人等が安心して暮らせる環境の整備★

- ・障害者，外国人等であることに加え，女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への支援

#### 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- ・性犯罪への対策の推進

#### 第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

- ・女性の生涯を通じた健康のための総合的な政策展開
- ・性差に応じた健康支援

#### 第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- ・男女平等を推進する教育・学習機会の充実
- ・多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

#### 第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画★

- ・働きやすい環境整備に向けた取組の支援
- ・女性研究者の採用・登録促進

#### 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

- ・女性の人権を尊重した表現を推進するためのメディアの取組の支援

#### 第14分野 地域，防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進★

- ・地域における男女共同参画の基盤づくりの推進
- ・防災における男女共同参画の推進
- ・男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

#### 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

- ・条約等の積極的遵守，国内施策における実施・監視体制の強化，国内への周知
- ・ジェンダー主流化による ODA の効果的实施

# 「とちぎ男女共同参画プラン（三期計画）」の概要

平成 23 年 3 月策定

※\_\_は県が特徴として掲げた項目

## 基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重と男女共同参画意識の醸成

- (1) 施策の方向1 男女共同参画意識の醸成と慣行の見直し
  - ① 男女共同参画意識の醸成
  - ② 男女共同参画を推進する啓発活動の充実
  - ③ 男性の男女共同参画への理解促進
- (2) 施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実
  - ① 男女平等を推進する学校教育の充実
  - ② 男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実
  - ③ 男女共同参画を推進する学習機会の充実
- (3) 施策の方向3 人権に配慮した生涯にわたる健康づくりの推進
  - ① 男女、とりわけ女性の生涯を通じた健康保持の推進
  - ② 性の尊重についての意識の醸成
- (4) 施策の方向4 女性に対する暴力の根絶
  - ① 女性に対する暴力を根絶するための啓発等の充実
  - ② DV被害者支援対策の推進
  - ③ 性犯罪防止対策等の推進

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

- (1) 施策の方向5 女性のエンパワーメントの促進
  - ① 女性の人材の育成
  - ② 女性のチャレンジ支援の促進
  - ③ 県、市町村等における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
- (2) 施策の方向6 就労の場における男女共同参画の推進
  - ① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進
  - ② 女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備促進
  - ③ 農林業及び自営の商工業等に従事する女性の経営への参画促進
- (3) 施策の方向7 地域活動における男女共同参画の推進
  - ① 地域活動における男女共同参画の促進
  - ② 誰もが安心していきいきと暮らせるための取組
- (4) 施策の方向8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
  - ① 家庭生活における男女共同参画の促進
  - ② 子育て・介護の社会的支援の促進
  - ③ 仕事と生活の調和に関する意識啓発の充実
  - ④ 仕事と生活の調和しやすい職場環境の整備促進

## 計画の推進 総合的な推進体制の充実

## 国際婦人年以降の女性問題をめぐる世界・日本・栃木県・宇都宮市の動き（年表）

※○の中の数字は、「○月」を表す

年	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	宇都宮市の動き
1975年 (昭和50年)	⑥国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）開催（メキシコシティ） 「女性の地位向上のための世界行動計画」採択 ⑩国連総会で「国連婦人の10年」を決定（1976年～1985年）	⑨総理府に「婦人問題企画推進本部，婦人問題担当室設置」（本部長・内閣総理大臣）設置 ⑦「女子教職員等育児休業法公布		
1976年 (昭和51年)		⑥民法一部改正（離婚後も婚姻中の氏を使えることになる）		
1977年 (昭和52年)		①「国内行動計画」策定（S52～S61） ⑩国立婦人教育会館（埼玉県嵐山町）開館		
1979年 (昭和54年)	⑫国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）採択		④「企画部婦人青少年課」・「婦人行政連絡会議」設置 ⑦「栃木県婦人問題懇話会」設置	
1980年 (昭和55年)	⑦「国連婦人の10年」中間年世界会議（第2回世界女性会議）開催（コペンハーゲン） 「女子差別撤廃条約」署名式（51ヶ国が署名） ⑦国連婦人の十年後半期行動プログラム採択	⑤民法一部改正施行（配偶者の相続分1/3から1/2へ）		④市長公室広報課に婦人問題担当を設置 ⑥庁内の婦人施策関係課による「婦人問題庁内連絡会議」設置
1981年 (昭和56年)	⑥ILO第156号「男女労働者・家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」採択	①民法改正施行（配偶者の相続分1/3から1/2へ） ⑤「国内行動計画後期重点目標」策定	③「婦人のための栃木県計画」策定（S56～S60）	④「婦人青少年課」設置 ⑤「宇都宮市婦人問題懇話会」設置
1982年 (昭和57年)				⑧「婦人のための宇都宮市総合計画」策定（S57～S60） ②第1回「宇都宮市婦人のつどい」をこの年から開催

年	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	宇都宮市の動き
1984年 (昭和59年)				
1985年 (昭和60年)	⑦「国連婦人の10年」世界会議（第3回世界女性会議）開催（ケニア・ナイロビ）	①国籍法及び戸籍法一部改正（子の国籍父系血統主義から父母両系主義へ） ⑥「女子差別撤廃条約」批准		⑥「第2次宇都宮市婦人問題懇話会」設置
1986年 (昭和61年)		③「婦人問題企画推進有識者会議」設置・開催 ④「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律」（男女雇用機会均等法）施行 ④国民年金法の改正施行（女性の年金権確立）	②「とちぎ新時代女性プラン」策定（S61～H2）	④「宇都宮市婦人青少年センター」設置 ④「宇都宮市婦人団体連絡協議会」発足 ⑧「第3次宇都宮市婦人問題懇話会」設置
1987年 (昭和62年)		⑤「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定（S62～H12）	■第1回婦人のつどい開催	⑧「第2次婦人のための宇都宮市総合計画（うつのみや女性プラン）」策定（S61～H7）
1988年 (平成元年)			■栃木県婦人団体連絡協議会発足	
1990年 (平成2年)	⑤女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択（～2000年）			④「婦人」の呼称を「女性」に改めることに伴い、文章表記において「婦人問題」を「女性問題」とする ⑧「第4次宇都宮市婦人問題懇話会」設置
1991年 (平成3年)		⑤西暦2000年に向けての新国内行動計画」（第一次改定）（H3～H12）	③「とちぎ新時代女性プラン二期計画」策定（H3～H7） ④「婦人」の呼称を「女性」に改める ■「婦人総合センター（仮称）基本構想」策定	⑨「第2次女性のための宇都宮市総合計画 改定版（うつのみや女性プラン）」策定
1992年 (平成4年)		④「育児休業等に関する法律」施行 ⑫初の婦人問題担当大臣設置	■「婦人総合センター（仮称）基本計画」策定	④組織名称における「婦人」の呼称を「女性」に改める ④「婦人青少年センター」を「女性青少年センター」に改める
1993年 (平成5年)	⑥世界人権会議開催「ウィーン宣言及び行動計画」（女性の平等の地位と女性の人権）採択 ⑫国連女性に対する暴力に関する宣言採択	⑫「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）施行		

年	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	宇都宮市の動き
1994年 (平成6年)	⑥「ILO第175号条約(パートタイム労働に関する条約)」採択(ILO総会) ⑨国際人口・開発会議(カイロ)「行動計画」採択(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ提唱)	⑥「男女共同参画審議会」「男女共同参画室」設置 ⑦「男女共同参画推進本部」設置・発足		
1995年 (平成7年)	⑨第4回世界女性会議開催(北京)「北京宣言」「北京行動綱領」の採択(～2000年)	④「ILO第156号条約」(家族的責任を有する労働者条約)批准 ⑥「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	⑥財団法人とちぎ女性センター設立	
1996年 (平成8年)		⑫「男女共同参画2000年プラン」策定(H8～H12)	③「とちぎ新時代女性プラン三期計画」策定(H8～H12) ④「パルティとちぎ女性センター」開館 ④女性青少年課に名称変更 ⑦「男女共同参画推進本部」の設置	②「第5次宇都宮市婦人問題懇話会」設置 ⑩「日本女性会議'96うつのみや」開催, 家庭, 地域, 職場などの領域における男女共生社会実現をめざした 「うつのみや宣言」採択
1997年 (平成9年)		⑩「男女雇用機会均等法」一部改正施行 ⑫「介護保険法」公布		⑪「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」策定(H9～H18)
1998年 (平成10年)		④「男女雇用機会均等法」改正(一部を除き平成11年4月より施行。差別解消努力義務から差別禁止規定へ。)		②「男女共同参画社会をめざす宇都宮市民会議」発足 ④「女性青少年課」を廃止し「女性政策課」と「青少年課」を設置 ⑩宇都宮市男女共同参画社会づくり懇談会設置
1999年 (平成11年)		④「改正男女雇用機会均等法」施行 ④「育児・介護休業法」施行 ⑥「男女共同参画社会基本法」施行	⑦「栃木県男女共同参画懇話会」を設置	③「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」の下位計画として「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画実施プラン」を策定(H10～H14)
2000年 (平成12年)	⑥世界女性2000年会議開催(ニューヨーク)「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」の採択	④介護保険制度開始 ⑫「男女共同参画基本計画」策定	④生活環境部女性青少年課女性係を男女共同参画担当に改組	
2001年 (平成13年)		④「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行 ④内閣府に「男女共同参画会議」設置, 男女共同参画局設置	③「とちぎ新時代女性プラン三期計画」の改定計画である「とちぎ男女共同参画プラン」策定(H13～H17) ③「とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定(平成13～17)	

年	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	宇都宮市の動き
2002年 (平成14年)			⑫「栃木県男女共同参画推進条例」制定	④「女性政策課」を「男女共同参画課」に改める ⑥「宇都宮市男女共同参画社会づくり懇談会」設置
2003年 (平成15年)		⑦「次世代育成支援推進法」施行	④「栃木県男女共同参画推進条例」施行 ④栃木県男女共同参画審議会設置	⑦「宇都宮市男女共同参画推進条例」施行 ⑦「宇都宮市男女共同参画審議会」設置 ⑦「宇都宮市男女共同参画推進センター」開設
2004年 (平成16年)		⑫「DV防止法」の一部改正施行	④パルティとちぎ女性センターをパルティとちぎ男女共同参画センターに名称変更	②「宇都宮市男女共同参画行動計画 うつのみやパートナープラン」策定
2005年 (平成17年)	②第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク)	④「育児・介護休業法」の一部改正施行 ⑫「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ⑫「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	⑪「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定(平成17～20)	
2006年 (平成18年)		⑫「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	③「とちぎ男女共同参画プラン」〔二期計画〕策定(平成18～22) ③「第2期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定(平成18～22)	⑩「第17回男女共同参画全国都市会議inうつのみや」の開催
2007年 (平成19年)	⑫「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」採択	⑩「男女雇用機会均等法」の一部改正施行 ⑫「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	④組織改編により青少年男女共同参画課となる	
2008年 (平成20年)		①「DV防止法」の一部改正施行 ④「パートタイム労働法」一部改正法施行		③「第2次男女共同参画行動計画」の策定 ④配偶者暴力相談支援センター設置
2009年 (平成21年)			③「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定(平成21～23)	③「配偶者からの暴力対策基本計画」の策定
2010年 (平成22年)	③第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク)	⑫「男女共同参画基本計画(第3次)」策定 ⑥「改正育児・介護休業法」施行		
2011年 (平成23年)			③「とちぎ男女共同参画プラン(三期計画)」策定(平成23～27) ④とちぎ男女共同参画センター開所	
2012年 (平成24年)				③「第3次男女共同参画行動計画」の策定予定